

■国民健康保険税仮算定納期廃止について(案)

○令和2年度清須市国民健康保険税納期

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
月	4月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌1月

4月(第1期)は、仮算定、7月(第2期)に本算定を行い、年間調定額が確定します。

●仮算定の問題点

- ①新規加入世帯は、第2期以降7回の納期で年間額を支払うため、納期1回の負担額が多い。
- ②4月発送のため、現在の処理方法では、納付書の発送日がかかり遅れる。
- ③4月は仮金額で送付するため、加入者に分かりづらく、苦情が多い

●改善策(案)

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌1月	翌2月

【仮算定廃止及び納期変更による効果】

- (1) 仮算定納税通知書及び納付書の発送作業等が無くなり、経費削減となる。
- (2) 事務作業の効率化による事務量が減少

【仮算定廃止及び納期変更による今後の課題】

- 運用面について ⇒ 特に問題なし
- 条例及び規則等の改正 ⇒ 国保運営委員会承認を経て、3月議会上程
- 加入者への周知 ⇒ 広報4月号へ掲載、ホームページへ案内掲載。

●近隣自治体19市町の仮算定実施状況(令和2年度時点)

【実施(4)】 稲沢市、あま市、津島市、豊山町
 ※稲沢市、豊山町は令和3年度より廃止検討

【廃止済(15)】 北名古屋市、小牧市、犬山市、江南市、春日井市、一宮市、瀬戸市、尾張旭市、長久手市、日進市、豊明市、みよし市、大府市、愛西市、弥富市、
 ※愛西市、弥富市は、令和2年度より廃止